

日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

日本国憲法「前文」を完成させよう！

①

名前

〔前 文〕

日本国民は、①に選挙された②における代表者を通じて行動し、われらとわれらの③のために、諸国民との④による成果と、わが国全土にわたって⑤のもたらす⑥を確保し、政府の行為によって再び⑦の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに⑧が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の⑨な⑩によるものであって、その⑪は国民に由来し、その⑫は国民の代表者がこれを行使し、その⑬は国民がこれを享受する。これは⑭の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び⑮を排除する。

⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
⑮	⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	

①……に入る語句

日本国憲法「前文」を完成させよう！

②

名前

日本国民は、⑬の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の⑭と信義に信頼して、われらの安全と⑮を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、⑯と隷従、圧迫と⑰を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、⑱ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく⑲と欠乏から免かれ、平和のうちに⑳する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、㉑のことに専念して㉒を無視してはならないのであって、

㉓の法則は、㉔的なものであり、この法則に従ふことは、㉕の㉖を維持し、㉗と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、㉘の名誉にかけ、全力をあげてこの㉙な㉚と目的を達成することを誓ふ。

㉚	㉙	㉘	㉗	㉖	㉕	㉔	㉓
㉚	㉙	㉘	㉗	㉖	㉕	㉔	㉓

①……に入る語句

5月14日

名前

日本国憲法の「原則」をまとめよう。

【 】や()にあてはまる語句をかんがえて入れなさい。

◇ 第1の原則 …… 【 】

この原則は、国民のかんがえる「政治のありかた」によって政治がきまっていくというものです。国民の考え方は、()をつうじて()に反映されます。

国会には()議院と()議院のふたつがあります。これを二院制とよびます。

満()才以上の成人の男女にもれなく選挙権がみとめられています。これを()とよびます。

天皇の地位が日本国憲法では「日本国の()」「日本国民統合の()」となっているのも、この原則のためです。したがって、以前の憲法のとときちがって、天皇のしごとははっきりと第()条にきめられています。そして、天皇のしごとはすべて()の助言と承認を必要としています。

◇ 第2の原則 …… 【 】

この原則は、世界に例がないほどのてっていった()主義によってなりたっています。前文には「平和を愛する諸国民の公正と信義に()して」と宣言されています。第()条では戦争と()を禁止し、「陸海空軍その他の()はこれを保持しない。国の()権は、これを見とめない。」とさだめています。

◇ 第3の原則 …… 【 】

この原則は、どの人も生まれながらにしてもっている「人間らしく生きる権利」をおたがい認めあうということです。

第11条には「おかすことのできない()の権利として、現在および()の国民にあたえられる。」とかかれています。

おなじく第12条でも「自由および権利は、国民の()によって、これを保持しなければならない。」とわたしたちをいましめています。

憲法がきめる権利と義務をまとめよう。

◇ つぎの文はなんという「権利」ですか。

- ① 社会に損害や被害をあたえないかぎり、どのような考えや思想をもってもよい。
[] の 自由]
- ② 生活の向上のために、労働者は労働組合をつくって活動してもよい。
[] 権利]
- ③ 学校で勉強できる。
[] 権利]
- ④ じぶんの考えを发表或し本にして発行することができる。
[] の 自由]
- ⑤ すきなところの土地を買い、そこへ家を建てて住むことができる。
[] の 自由]
- ⑥ 市長や知事、そしていろいろな議員の選挙で投票できる。
[] 権利]
- ⑦ 裁判所が発行する令状がないかぎり、身体をそくばくされることはない。
[] の 自由]
- ⑧ 年齢・男女、それに社会的な地位によって法律上の不公平をうけることはない。
[] の 平等]
- ⑨ じぶんのえらんだ宗教を信じることができる。
[] の 自由]
- ⑩ 国民は、必要におうじて、社会保障や社会福祉の制度を利用することができる。
[] 権]

◇ 日本国憲法がさだめる「国民の義務」を3つあげなさい。＜＝国民の三大義務＞

- * すべての子供に教育をうけさせること → () の義務)
- * 国民ははたらくこと → () の義務)
- * 税金をおさめること → () の義務)

名前

国会と内閣のしごとをまとめよう。

◇ それぞれの問いにこたえなさい。

- ① 憲法では国会のことをどのようにさだめていますか。

【

【

- ② 衆議院議員の任期は何年ですか。 【 年 間 】

- ③ 参議院議員の任期は何年ですか。 【 年 間 】

- ④ 国会のおもなしごとはなんですか。

- * ()をつくる
- * 国の()をきめる
- * ()を指定する
- * ()をみとめる

- ⑥ 内閣のおもなしごとはなんですか。

- * 行政のしごとをすすめる
- * ()をつくって国会へ提出する
- * 最高裁判所の長官以外の ()を任命する

- ⑥ 内閣のしくみには、いくつの「府」といくつの「省」がありますか。

【 の 府 】 と 【 の 省 】

- ⑦ つぎのしごとをするのはどんな省ですか。

- * 国の予算のあらましをつくる。 —————→ 【 省 】
- * 学校の教育や文化財産などをあつかう。 —————→ 【 省 】
- * 社会保障や福祉をすすめる。 —————→ 【 省 】
- * 自衛隊を管理・運営する —————→ 【 省 】
- * 外国との関係をうまくすすめる。 —————→ 【 省 】

裁判所のしごとをまとめよう。

◇ それぞれの問いにこたえなさい。

- ① 最高裁判所の長官は内閣が指名しますが、任命するのはべつです。では、だれが任命するのですか。 【 】

- ② つぎの特色がある裁判所はなに裁判所ですか。

- * 全国に「8か所」あります。【裁判所】
- * 北海道に「4か所」と他の都府県に「1か所」あります。【裁判所】
- * 裁判官は15人で、東京にだけあります。【裁判所】
- * 家族のあいだのことや少年についてあつかいます。【裁判所】
- * 全国に「438か所」あり、かるい事件をあつかいます。【裁判所】

- ③ ふつう「裁判」は何回まで受けられますか。 【 回 】

- ④ 裁判官が「判決」をくだすときには、なにによっておこないますか。
- 【 】にしたがい【 】と【 】によっておこなう。

〔三権分立について〕 () に適当な語句を入れなさい。

- ①（ ）の指定 ③（ ）を裁く裁判をする

